

# 第180回組合会議録

千葉県市町村職員共済組合

## 第180回組合会会議録

平成28年3月1日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オーネクラ千葉ホテル2階「ブリストル」において第180回組合会を開催した。

### 組合会の目的である事項

- 報告第1号 監査報告書（施設監査）の提出について  
報告第2号 監査報告書（上半期監査）の提出について  
議案第1号 専決処分（平成27年度変更事業計画及び予算（第1次））の承認を求めるについて  
議案第2号 専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めるについて  
議案第3号 専決処分（千葉県市町村職員共済組合運営規則の一部変更）の承認を求めるについて  
議案第4号 専決処分（千葉県市町村職員共済組合貯金規則等の一部改正）の承認を求めるについて  
議案第5号 専決処分（千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正）の承認を求めるについて  
議案第6号 専決処分（千葉県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部改正）の承認を求めるについて  
議案第7号 平成27年度変更事業計画及び予算（第2次）について  
議案第8号 平成28年度事業計画及び予算について  
議案第9号 千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更等について  
議案第10号 千葉県市町村職員共済組合特定健康診査補助規則の一部改正について  
議案第11号 千葉県市町村職員共済組合歯科健康診査利用規則の制定について  
議案第12号 千葉県市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正について  
議案第13号 千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について  
議案第14号 千葉県市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について  
議案第15号 千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正について

招集年月日 平成28年3月1日  
議長 岩田利雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（4名）

3番 小坂泰久  
5番 鈴木洋邦  
9番 松崎秀樹  
17番 岩田利雄

市町村長以外の議員（10名）

2番	坂	居	由	一
4番	鈴	木	孝	諭
6番	松	本	和	則
8番	須	藤	人	也
10番	根	本	一	文
12番	伊	藤	教	之
14番	渡	部	智	芳
16番	高	橋	邦	彦
18番	松	井	一	一
20番	村	山	桂	

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（6名）

1番	熊	谷	俊	人
7番	星	野	順	一郎
11番	相	川	勝	重
13番	太	田	洋	
15番	宮	本	泰	介
19番	根	本	崇	

委任を受けた議員は、次のとおりである。（1名）

3番	小	坂	泰	久
9番	松	崎	秀	樹

（委任者1名）  
（委任者5名）

学識経験監事である東出健治は、この組合会に出席した。

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局長	若	菜	幸	二
事務局次長兼経理課長	宍	倉	敦	夫
出納長兼監査室長兼情報管理課長	榎	田	研	二
参事兼総務課長	木	川		稔
年金課長	五	木	田	雅
保健課長	多	田	芳	子
福祉課長	布	施	幸	一
情報管理課長補佐	関		裕	行
年金課長補佐	吉	田	利	幸
主幹兼総務係長	伊	藤	篤	史
施設長	森		澄	生
施設管理課長	工	藤		誠
施設管理課付課長補佐	植	松	一	彦
施設管理課付課長補佐	別	部	光	洋

主幹兼施設管理係長 福井 計成

開会 (時刻 12時58分)

事務局長 事務局長の若菜でございます。定刻前ではございますけれども、本日出席予定の組合会議員の皆さまがお揃いでございますので、組合会を進めさせていただきます。開会に先立ちまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、出席をいただきました市町村長議員4名、委任状を提出されました市町村長議員は6名、合計10名でございます。また、職員側議員につきましては10名全員のご出席をいただいております。したがいまして、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定によります定足数に達しておりますので、ただ今から、議事日程にしたがいまして、第180回組合会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、岩田議長からごあいさつを賜り、以降の進行についてもよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、組合会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。本日ここに第180回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の折、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り重ねてお礼申し上げる次第でございます。

さて、本日、上程いたします主な議案は、「平成27年度変更事業計画及び予算」、「平成28年度事業計画及び予算」並びに「予算に関する諸規則等の一部改正」につきまして、ご審議を賜るものでございます。

平成28年度の事業計画及び予算の策定にあたりましては、総務省から示されます「地方公務員共済組合の事業運営について」及び「予算編成関係資料」に基づき、編成作業を行ったものでございます。

それでは、平成28年度事業計画及び予算の概要を申し上げます。まず、組合員数の状況でございますが、平成28年度末の組合員数は、56,299人で、前年度より67人の減少を見込むものでございます。

次に、短期経理でございます。平成28年度の財源率の設定にあたりましては、短期経理の欠損金補てん積立金を満額積み立てることと、收支均衡を図ることを前提として計算をしましたところ、短期給付財源率につきましては、平成28年度においては、平成27年度と同率の千分の85.2に据え置くものでございます。

次に、年金関係の経理でございますが、年金につきましては、共済年金の厚生年金への一元化に伴い、長期経理が廃止され、厚生年金保険経理、退職等年金経理、経過的長期経理が、創設されたところであります。財源率については、それぞれ、一元化法、地方公務員共済組合連合会の定款により定められるものでございます。年金事業におきましては、厚生年金への移行後も引き続き遺漏のないよう処理してまいる所存でございます。

次に、保健経理でございます。財源率につきましては、千分の4.4

0に据え置くものでございます。事業内容につきましては、歯科検診事業等の新規事業を加えつつ、保健事業の根幹である疾病予防事業をはじめ、各種保健事業を引き続き実施するものでございます。

次に、宿泊経理でございます。「オーネクラ千葉ホテル」につきましては、開業15周年を迎えます。これを機会に、年間を通じて記念イベントを行い、利用客増加と収益の拡大に努めるものでございます。

次に、貯金経理でございます。共済貯金の支払利率につきましては、2.1パーセントに据え置くものでございますが、引き続き、有価証券を中心に安全有利で効率的な運用に努めてまいります。

各事業経理の詳細につきましては、事務局から説明いたさせます。また、その他の議案につきましても、事務局から説明いたさせますので、充分なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、職員側議員の皆さまにおかれましては、去る、2月15日から19日までの間、各地区において、「地区別共済制度研修会」を開催し、組合員への予算の周知、意見・要望等の集約にご尽力いただきましたことに感謝申し上げ、議長のあいさつといたします。

議長 それでは、本日の会議に入りますが、会議に入る前に、議員の皆さまにご報告を申し上げます。去る平成27年11月19日に、市町村長議員の補欠選挙が行われました。第6区において、前市原市長の佐久間隆義議員の退職に伴い、君津市長の鈴木洋邦議員が当選されておりますことをご報告申し上げます。本日、鈴木議員が出席されておりますので、ごあいさつを頂戴したいと存じます。鈴木議員、よろしくお願ひいたします。

鈴木議員 鈴木でございます。これからよろしくお付き合いのほどお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。それでは、議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は、本日1日といたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 ご異議ないものと認め、本日の会議を、1日と決定いたします。

議長 次に、会議録署名議員の選挙について、お諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は、議長において指名することでご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側9番松崎秀樹議員、職員側2番坂居由一議員の両名を指名いたします。

議長 議案の提案の前に、報告事項がございます。監査報告書が2件提出されておりで、報告第1号及び報告第2号を一括して、監事から報

告を求める。東出学識経験監事。

学識経験監事　　はい。ご報告申し上げます。皆さまのお手元の報告第1号は、那須の森ヴィレッジの施設監査の結果報告書でございます。監事を代表いたしまして、監査報告書を読み上げまして、提出に代えさせていただきます。監査実施年月日は、平成27年10月5日から10月6日まででございます。監査の対象となった期間ですけれども、平成27年4月1日から8月31日まででございます。監査事項は、那須の森ヴィレッジの施設及び運営状況全般について、監査をさせていただきました。監査の結果の概況でございますが、施設の運営及び経理面は法令の定めるところにより適正に行われており、利用促進、収益性の向上に努め、繰入のあり方については適正であることが認められました。当施設は、引き続きサービスの向上と利用促進、適正な事業執行と健全な財政運営に努めてください。出納職員に対して指摘した事項はございません。その他の必要な事項につきましてもございません。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、監査した結果を同定款第49条の規定により上記のとおり報告します。平成28年3月1日、監事、署名捺印したものでございます。

引き続きまして、報告第2号をご覧いただきたいと思います。これは共済組合の上半期業務の監査結果報告書でございます。読み上げさせていただきます。監査報告書。監査年月日、平成27年11月30日。監査の対象となった期間ですが、平成27年4月1日から平成27年9月30日まででございます。いわゆる上半期を対象といたしました。監査事項としましては、組合の業務及び財産の状況について、証拠書類を含め全般的に監査いたしました。監査の結果及び概況でございますが、組合の業務は法令の定めるところにより、適正に執行され、会計経理も正確に処理され、証拠書類についても良好に整理されていることが認められました。出納職員に対して注意した事項はございません。その他必要な事項としまして、引き続き適正な事業執行と健全な財政運営に努めてください。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき監査した結果を、同定款第49条の規定により上記のとおり報告します。平成28年3月1日。以上、監査報告といたします。

議　　長　　ただ今、監査報告書についてご報告がありました。ご質疑等がございましたらお願ひいたします。

[「なし」の声あり]

議　　長　　それでは、ご質疑ないようでございますので、監査の報告を終結いたします。

議　　長　　これより議案の上程を行います。議案第1号「専決処分（平成27年度変更事業計画及び予算（第1次））の承認を求めるについて」、事務局から説明を求めます。木川総務課長。

総務課長 はい。

議 長 はい。総務課長。

総務課長 はい。総務課長の木川でございます。よろしくお願ひいたします。それでは議案第1号、「専決処分（平成27年度変更事業計画及び予算（第1次））の承認を求めるについて」、上程させていただきます。このことにつきまして、組合会を招集する暇がなく、臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成27年12月25日、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。それでは恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、変更予算書の表紙をご覧いただきたいと思います。

こちらの方のご説明の前に、若干、状況を説明させていただきます。

この平成27年度変更事業計画及び予算（第1次）でございますが、平成27年10月の被用者年金制度の一元化によりまして、長期経理が廃止されました。これに伴いまして、厚生年金保険経理と経過的長期経理が創設されたことに併せまして、預託金管理経理が廃止されたものでございます。新たにまた、経過的長期預託金管理経理が設けられたものでございます。これに関連いたしまして、預託金管理経理の廃止と、経過的長期預託金管理経理の設定を行うため、予算の変更が生じたものでございます。なお、それまで預託金管理経理で行っていました貸付経理の貸し付けなど、事業の資産は全てこの経過的長期預託金管理経理に継承されたものでございます。

それでは、変更予算書の表紙をおめくりいただきまして、そちらの裏側にあります目次をご覧いただきたいと思います。こちらでは、変更する経理についてご説明させていただきます。2から4の預託金管理経理、経過的長期預託金管理経理、貸付経理が変更する経理となるものでございます。変更点につきましては概況で説明させていただきますので、恐れ入ります、この隣の黄緑のページをおめくりいただきまして、概況の1ページをお開きいただきたいと思います。こちらの概況でございますが、内容に変更がありました三つの経理以外の経理につきましても記載がございます。こちらにつきましては、項目の順番だけが変更された関係で、当初予算と同様の内容が記載されておりますので、こちらの説明は省略させていただきます。

それでは、7の預託金管理経理をご覧いただきたいと思います。1の收支予定の変更につきましては、預託金管理経理につきましては平成27年9月までで廃止されましたので、損益計算の欄でございます、利息及び配当金、支払い共に9月までとなりまして、2億2,636万5,000円に変更したものでございます。貸借対照につきましても、平成27年9月末の状況を示したものでございます。平成27年9月末で187億2,795万1,000円となるものでございます。

次に、8の経過的長期預託金管理経理をご覧いただきたいと思います。資金計画でございます。この件につきましては、平成27年10月から新設された経理のため、新たに計画されたものでございます。損益計算の欄の收支でございます。利息及び配当金、支払利息共に平成27年1

0月から3月までとなりまして、2億534万6,000円を見込むものでございます。資産につきましては貸借対照表の欄をご覧いただきまして、こちらは平成27年度末の状況を示したものでございます。平成27年度末で177億5,325万5,000円を見込むものでございます。

それでは次に貸付経理でございます。こちらにつきましては、概況の8ページをご覧いただきたいと思います。概況の8ページ中ほどに、15、貸付経理がございます。こちらをご覧いただきたいと思います。預託金を管理する経理の変更に伴いまして、貸付経理の借入先が変更となるものでございます。(2) 貸付金の現況及び貸付利率のイの表の資金内容の項目で、預託金管理経理より借入金、この部分が、預託金管理経理が平成27年9月で廃止されましたため、平成27年度末がそれぞれに換わるものでございます。これに代わりまして、経過的預託金管理経理の借入金に継承されまして、平成27年度末で161億7,278万9,000円を見込むものでございます。変更の詳細につきましては、11ページ以降となりますので、恐れ入りますが、後ほどご覧いただきたいとお願いを申し上げるところでございます。

この第1次変更予算を踏まえまして、平成27年度第2次変更予算を策定するものでございます。ご説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長　　はい。ただ今議案第1号について説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長　　質疑ないようでございますので、以上で質疑の終結をいたします。  
これより採決をいたします。議案第1号「専決処分（平成27年度変更事業計画及び予算（第1次））の承認を求めるについて」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長　　はい。挙手全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から議案第6号までは、被用者年金制度一元化に伴う諸規則の一部変更及び一部改正の専決処分を求めるものですので、一括議題といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長　　ご異議ないものと認め、議案第2号から議案第6号までを一括議題といたします。順次、事務局から説明を求めます。多田保健課長。

保健課長　　はい。

議長　　はい。保健課長。

保健課長　　はい。保健課長の多田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案第2号をご覧いただきたいと存じます。議案第2号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めるについて」、上程させていただきます。このことについて、組合会を招集する暇がなく、臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成27年11月11日に別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

それでは、こちらの資料をおめくりいただきまして、定款の一部を変更する要綱書によりご説明させていただきます。第1、変更の目的でございます。第1条関係、第2条関係共通でございます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律。こちらは、平成24年一元化法といいます。こちらの法律の施行に伴う関係政省令の改正により、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。

第2、変更する事項でございます。第1条関係。1、組合員に関する事項でございます。（1）組合員の範囲について、一般地方独立行政法人の役職員を加えるものでございます。こちらは第32条関係でございます。（2）組合員の種別について、特定消防長期組合員及び特例継続組合員を削るものでございます。こちらは第33条、第34条及び第41条並びに第42条関係でございます。2、傷病手当金附加金に関する事項でございます。傷病手当金附加金の不支給の要件となる年金給付のうち、「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に改めるものとし、「給料の全部又は一部」を「報酬」に改めるものでございます。こちらは、第38条の2関係でございます。3、任意継続組合員に関する事項でございます。任意継続掛金の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額については、「施行令第48条第3項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を「施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額」に改めるものとし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額については、「各号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を「同条に規定する標準報酬の月額」に改めるものとし、その他の条文の整備を図るものでございます。こちらは第42条の2及び第42条の3関係でございます。4、経理単位に関する事項でございます。（1）「預託金管理経理」を「厚生年金保険預託金管理経理、退職等年金預託金管理経理」に改めるものでございます。こちらは、第43条関係でございます。（2）経過的長期給付事業を行う間は、第43条において「退職等年金経理」を「退職等年金経理、経過的長期的経理」とし、「退職等年金預託金管理経理、」を「退職等年金預託金管理経理、経過的長期預託金管理経理」として適用するものでございます。こちらは附則第16項関係でございます。5、組合が行う事業に関する事項でございます。当分の間、経過的長期給付に関する事業を加えるものでございます。こちらは附則第15項関係でございます。6、条文整備に係る事項でございます。上記条文の変更に伴いまして、所要の整備を

図るものでございます。こちらは第46条及び附則第17項から第22項関係でございます。

第2条関係でございます。こちらは全て平成27年公告第3号の定款変更について改正するものでございます。1、掛金及び負担金の額の適用について規定するため、「第42条の2」及び「並びに任意継続掛金」を削るものでございます。こちらは第2条附則第3項関係でございます。2、第42条の2に規定された任意継続組合員の標準報酬の月額の特例について、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用するものでございます。こちらは第2条附則第4項関係でございます。3、第42条の3に規定された任意継続掛金の額については、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例によるものでございます。こちらは第2条附則第5項関係でございます。

第3、施行期日でございます。1、この変更は公告の日から施行し、変更後の千葉県市町村職員共済組合定款の規定は、平成27年10月1日から適用するものでございます。2、変更後の第38条の2の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金附加金について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金附加金については、なお従前の例によるものでございます。3、平成24年一元化法附則第4条第6号に規定する改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、第38条の2中「障害厚生年金をいう」とあるのは、「障害厚生年金並び平成24年一元化法附則第60条第5項の規定により、なおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第3条の規定による改正前のこの法律及び平成24年一元化法による改正前のその他の法律の規定による旧職域加算障害給付をいう」とするものとするものでございます。

それでは続きまして、議案第3号をご覧ください。議案第3号、「専決処分（千葉県市町村職員共済組合運営規則の一部変更）の承認を求めるについて」、上程させていただきます。このことについて、組合会を招集する暇がなく、臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成28年2月8日に別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。それではこちらの資料をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。運営規則の一部を変更する要綱書によりご説明させていただきます。

第1、変更の目的でございます。平成27年10月から標準報酬制へ移行したことに伴い、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。第2、変更する事項でございます。1、別紙様式を廃止し、別に定めるものでございます。こちらは第5条、第14条及び第30条関係でございます。2、海外派遣職員、継続長期組合員、公益的法人等派遣職員及び職員引継一般地方独立行政法人等の役職員並びに組合役職員に係る仮定給料及び仮定期末手当等を報酬等に改めるための条文整備を図るものとし、新たに地方公営企業法の規定の適用を受ける職員及び特定地方独立行政法人の役職員等の報酬等について規定するものでございます。こちらは第18条から第20条関係でございます。3、定款の一部変更に伴い、所要の整備を図るものでございます。こちらは附則第2項関係でございます。4、文言の整理を図るものでございます。こちらは

第3条及び第21条関係でございます。第3、変更期日でございます。この変更は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。以上でございます。

それでは、引き続き議案第4号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合貯金規則等の一部改正）の承認を求めるについて」は、福祉課長の布施よりご説明させていただきます。

福祉課長 福祉課長の布施でございます。よろしくお願ひいたします。私からは議案第4号についてご説明させていただきます。お手元の議案第4号をご覧いただきたいと思います。「専決処分（千葉県市町村職員共済組合貯金規則等の一部改正）の承認を求めるについて」、上程させていただきます。このことにつきまして、組合会を招集する暇がなく、臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により平成27年11月11日、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。それでは1ページをご覧いただきたいと思います。

貯金規則等の一部を改正する規則を制定する要綱書に基づきまして、ご説明させていただきます。まず、第1の制定の目的でございます。千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更に伴い、続きます各規則及び要綱を一括にて所要の規定整備を行うこととするものでございます。こちらの方に書いてございます各規則でございますが、全部で11の規則がございます。これを一括で整備させていただくものでございます。続きまして第2でございます。制定する事項でございます。千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更において、組合員の種別から特例継続組合員が削除されたことに伴い、福祉事業に係ります規則及び要綱のうち、当該組合員を対象とする福祉事業においても削除することとするものでございます。第3、施行期日でございます。この規則は公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。

恐れ入ります、続きまして議案の第5号をご覧いただきたいと思います。議案第5号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正）の承認を求めるについて」、上程させていただきます。このことについて、組合会を招集する暇がなく、臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により平成27年11月11日、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。恐れ入ります、1ページをご覧いただきたいと思います。貸付規則につきましても要綱書を用いまして説明させていただきます。

まず第1、改正の目的でございます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、貸付準則の一部が改正されたため、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。続きまして第2、改正する事項でございます。まず1番といたしまして、貸付金の財源について、借入先を預託金管理経理から経過的長期預託金管理経理に変更するものでございます。こちらは第2条関係でございます。続きまして2、貸付金の限度額の算定の基礎となる給料についてでございます。こちらにつきましては、内容といたしましては、被用者年金制度の一元化に伴いまして、標準報酬制の導入がされ

ております。これに伴う改正でございまして、標準報酬月額によるものということになるものでございます。こちらが第5条関係でございます。続きまして、改正する事項の3、4、5とございます。これにつきましては、貸付利率の変更でございますが、こちらは財政融資資金法の改正に伴います本則での利率の変更でございますが、貸付準則で適用されまず貸付利率の変更はないため、現行の貸付利率には実質的に影響はないものでございます。しかしながら、本則の方での改正となっておりますので、利率につきましてはこちらに記載のとおりの利率となるものでございます。続きまして、施行期日でございます。第3の施行期日でございますが、この規則は公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案の第6号をご覧いただきたいと思います。「専決処分（千葉県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部改正）の承認を求めるについて」、上程させていただきます。このことについて、組合会を招集する暇がなく、臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成27年11月11日、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。恐れ入ります、1ページをご覧いただきたいと思います。財形住宅貸付規則の一部を改正する要綱書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず第1の改正の目的でございます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、千葉県市町村職員共済組合定款附則の一部が改正されたため、所要の整備を図ることを目的といたします。第2、改正する事項でございます。千葉県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則第1条に定める千葉県市町村職員共済組合定款附則「第15項」を「第15項第2号」に変更するものでございます。こちらは第1条関係でございます。この定款附則第15項といいますのは、定款において共済組合が財形住宅貸付事業を行う根拠となる条文でございます。こちらの方が第15項第2号に変更されたというものです。第3、施行期日でございます。この規則は公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。以上でございます。

議長　　はい。ただいま、議案第2号から議案第6号までの説明がなされました。これより、質疑を受けたいと存じます。議案に対する、質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長　　質疑ないようでございますので、以上で質疑の終結をいたします。これより採決をいたします。議案第2号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めるについて」、議案第3号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合運営規則一部変更）の承認を求めるについて」、議案第4号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合貯金規則等の一部改正）の承認を求めるについて」、議案第5号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正）の承認を求める

ることについて」、議案第6号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則）の一部改正の承認を求めるについて」、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手をもとめます。

[ 全員挙手 ]

議長　　はい。挙手全員であります。よって議案第2号から議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成27年度変更事業計画及び予算（第2次）について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。木川総務課長。

総務課長　　はい。

議長　　はい。総務課長。

総務課長　　それでは、議案第7号「平成27年度事業計画及び変更予算（第2次）について」を上程させていただきます。議案第7号をご覧いただきたいと思います。平成27年度変更事業計画及び予算（第2次）を別冊のように定めるものということでございます。一枚おめくりいただきまして、平成27年度事業計画及び予算（第2次）がございます。こちらにつきましては、被用者年金制度の一元化に伴う経理の変更を行いました第1次変更予算を踏まえまして、昨年12月の実績に基づき、収支の変更を行ったものでございます。それでは表紙の方をおめくりいただきまして、黄緑色のページになります、概況でございます。本日は、この概況によりご説明をさせていただきます。それでは概況の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず1、短期経理でございます。1、短期貸付金の変更につきましては、区分の欄にございますが、貸付経理へ貸付金を、変更後につきましては56万とするものでございます。こちらにつきましては、高額医療貸付、出産貸付の資金となるものでございます。次に2、収支予定の変更でございます。こちらにつきましては、表のまず収入の合計欄をご覧いただきたいと思います。変更後でございます。365億6,071万2,000円となりまして、次の支出の合計でございますが、365億7,800万2,000円となるものでございます。したがいまして、こちらでございますが、当期利益金を見込んでおりましたが、当期損失金といたしまして、変更後につきましては1,729万円を見込むものでございます。

次に2、厚生年金保険経理でございます。支出の変更につきましては、収入の合計欄をご覧いただきまして、変更後360億2,006万5,000円を見込むものでございます。支出でございますが、こちらにつきましては、同額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

次に3、退職等年金経理でございます。収支の予定の変更につきましては、収入合計いたしますと、変更後でございます、25億2975万3,000円を見込みまして、支出につきましては、同額を連合会に払

い込むものでございます。

それでは2ページにお進みいただきたいと思います。4、経過的長期経理でございます。収支の予定の変更につきましては、収入の合計変更後でございます、4, 474万8, 000円を見込みまして、支出につきましては、こちらも同額を連合会に払い込むものでございます。

次に5、経過的長期預託金管理経理でございます。1、長期貸付金の変更でございます。区分欄を見ていただきまして、貸付経理へ貸付金を、変更後でございます、162億15万9, 000円に変更するものでございます。2、収支予定の変更につきましては、収入合計変更後、2億612万を見込みまして、支出につきましては同額を連合会に返還するものでございます。3、資産構成割合の変更についてでございます。変更後の合計欄をご覧いただきまして、174億9, 405万1, 000円に変更するものでございます。

続きまして6、業務経理でございます。収支予定の変更につきましてでございますが、(5)の表の収入欄をご覧いただきたいと思います。収入の合計、変更後でございます、7億5, 975万3, 000円となるものでございます。支出の合計でございますが、7億9, 833万8, 000円となりまして、当期損失金でございますが、変更後につきましては3, 858万5, 000円となる見込みでございます。

次に7、保健経理でございます。収支予定の変更につきましては、(4)、収支予定でございます、収入合計変更後15億27万7, 000円を見込みまして、支出でございます、概況の3ページの上の段になります。支出の合計につきましては14億292万6, 000円となるものでございます。したがいまして、当期利益金でございますが、変更後9, 735万1, 000円を見込むものでございます。

次に8、保健経理第2でございます。収支予定の変更につきましては、(4)、収支予定の表をご覧いただきまして、収入の合計でございます、変更後1億7, 794万6, 000円に変更するものでございます。支出の合計でございますが、変更後につきましては、1億6, 738万7, 000円となるものでございます。したがいまして、当期利益金でございますが、収支の変更に伴いまして、1, 055万9, 000円を見込むものでございます。

次に9、保健経理第3でございます。収支予定の変更につきましては、収入の合計変更後4, 612万6, 000円を見込むものでございます。支出の合計でございますが、変更後4, 080万4, 000円を見込むものでございます。したがいまして、当期利益金でございますが、変更後、532万2, 000円を見込むものでございます。

次に10、宿泊経理でございます。収支予定の変更につきましては、(4)、収支予定の収入の欄をご覧いただきまして、合計変更後でございます、21億3, 460万を見込むものでございます。恐れ入ります、4ページにお進みいただきたいと思います。上段、宿泊経理の支出でございます。合計につきましては変更後でございます、22億3, 776万円を見込むものでございます。したがいまして、当期損失金につきましては1億316万円を見込むものでございます。

次に11、貯金経理でございます。収支予定の変更につきましては、恐れ入ります、(5)の収支予定の表をご覧いただきまして、収入の合計

でございます。変更後、104億9,425万3,000円となるものでございます。支出の合計につきましては、66億2,667万2,000円を見込みまして、当期利益金でございますが、変更後につきましては、38億6,758万1,000円を見込むものでございます。

次に12、貸付経理でございます。1、借入金の変更につきましては、恐れ入ります、短期経理と経過的長期経理の管理経理のほうでご説明をさせていただきまして、同様でございますので、こちらについては省略をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。それでは次に、2の収支予定の変更についてご説明させていただきます。(4)の収支予定の表でございます。収入の合計変更後につきましては、5億3,610万5,000円になるものでございます。支出の合計でございます。5億1,202万円になるものでございます。したがいまして、当期利益金でございますが、変更後2,408万5,000円を見込むものでございます。

次に13、物資経理でございます。1、借入金の変更につきましては、区分貯金経理より借入金でございますが、23億2,520万に変更するものでございます。また、収支の変更につきましては、概況の5ページになりますので、ご覧いただきたいと思います。2の収支予定の変更でございます。(4)の収支予定の表で、収入の合計でございますが、変更後8億2,596万5,000円となりまして、支出につきましては合計欄変更後でございます、8億2,795万7,000円を見込むものでございます。したがいまして、当期損失金につきましては199万2,000円を見込むものでございます。

最後14、財形経理でございます。借入金の変更につきましては、区分欄、連合会より長期借入金でございます。変更後、1,310万に変更するものでございます。2、収支予定の変更でございます。収入につきましては変更後、14万9,000円に対しまして、支出につきましては合計14万8,000円となり、変更が生じるものでございますが、当期利益金につきましては1,000円ということで変更がなかったものでございます。以上をもちまして、平成27年度変更事業計画及び予算(第2次)の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長　　はい。ただいま、議案第7号「平成27年度変更事業計画及び予算(第2次)について」の説明がなされました。これより、質疑を受けたいと存じます。議案に対する、質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長　　質疑ないようでございますので、以上で質疑の終結をいたします。  
これより採決をいたします。議案第7号「平成27年度変更事業計画及び予算(第2次)について」、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手をもとめます。

[全員挙手]

議長　　はい。挙手全員であります。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成28年度事業計画及び予算」を議題といたします。事務局から説明を求めます。木川総務課長。

総務課長　　はい。

議長　　はい。総務課長。

総務課長　　それでは、議案第8号「平成28年度事業計画及び予算について」を上程させていただきます。議案第8号をご覧いただきたいと思います。平成28年度事業計画及び予算を別冊のように定めるものでございます。それでは1枚おめくりいただきまして、予算書の方をご覧いただきたいと思います。本日はこの予算書の概況を用いましてご説明させていただきますので、恐れ入ります、黄緑色のページの概況の方をご覧いただきまして、さらに1枚おめくりいただきまして、概況の1ページをご覧いただきたいと思います。

それではまず1、総括でございます。(1) 地方公共団体の数でございますが、平成28年度につきましては101団体となりまして、前年度より1団体増となるものでございます。こちらにつきましては、旭中央病院の独立地方行政法人化による増となるものでございます。次に(2)組合員数でございます。この表の平成28年度末の合計欄をご覧いただきたいと思います。5万6,299人を見込みまして、前年度と比較いたしますと67人の減少となる見込みでございます。次に(3)標準報酬の月額及び平均標準報酬の月額の表でございます。平成28年度末の推計欄の下の合計を見ていただきまして、まず長期の方でございます。

括弧内の数字をご覧いただきたいと思います。1人当たりの平均標準報酬の月額ということになります。長期につきましては、39万4,251円を見込むものでございます。短期でございます。39万9,939円を見込むものでございます。それでは概況の2ページをご覧いただきたいと思います。2ページにつきましては、中ほどの(4)被扶養者数をご覧いただきたいと思います。表の平成28年度末推計でございます。

合計欄を見ていただきまして、4万7,262人を見込むものでございます。前年度と比較いたしまして841人の減少を見込むものでございます。

次に、恐れ入ります、3ページの方をご覧いただきたいと思います。2の短期経理でございます。(1)給料と掛金・負担金との割合でございます。また、(1)の2、期末手当等の額と掛金・負担金の割合でございますが、こちらにつきましては平成27年10月の標準報酬制の移行前の状況を示したものでございますので、財源率につきましては(1)の3、標準報酬別額及び標準期末手当等の比較と掛金・負担金の割合の方でご説明をさせていただきたいと思いますので、ご覧いただきたいと思います。平成28年度の欄を見ていただきまして、こちらにつきましては前年度から据え置きとさせていただきまして、合計で85.2パーセントとなるものでございます。次に(2)給料と掛金・負担金の割合、

介護保険の部分でございます。その下の（2）の2につきましても、こちらも平成27年10月以前の標準報酬制移行前のものでございますので、こちらの説明につきましても（2）の3、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金の割合、介護保険の方でご説明させていただきたいと思います。平成28年度掛金・負担金合計いたしますと11.32パーセントとなりまして、前年度より0.44パーセント引き上げるものでございます。次に4ページをご覧いただきたいと思います。こちらでは（4）の給付の実績及び推計をご覧いただきたいと思います。

平成28年度末の推計の欄でございます。こちらにつきましては法定給付と附加給付、また、一部負担金払戻金を合計いたしまして、156億6,302万4,000円となる見込みでございます。次に（5）拠出金等の実績及び推計でございますが、こちらも表の28年度末推計をご覧いただきまして、こちらにつきましては前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金、こちらの合計が支出に占める割合でございます。割合を見ていただきますと、39.56パーセントとなるものでございます。次に（6）資金計画をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、概況の5ページになります、短期経理の収入の表をご覧いただきたいと思います。収入合計いたしますと、366億2,625万7,000円となりまして、支出の方でございます、合計でございますが、363億7,993万9,000円を見込むものでございます。差し引きでございます。今年度利益金といいたしまして、2億4,631万8,000円を見込みまして、その隣でございます、差引次年度繰越利益剰余金でございますが、36億5,080万6,000円を見込むものでございます。

次に3、厚生年金保険経理でございます。（1）標準報酬の月額及び標準期末手当等の月額と組合員保険料負担金の割合でございます。表の平成28年度の所を見ていただきまして、平成28年の9月から保険料と負担金合計いたしますと176.3パーセントとなりまして、前年度より3.54パーセントの引き上げとなるものでございます。次にご覧いただくのは、5ページの下の（4）資金計画の表でございます。損益計算の欄をご覧いただきまして、収入の合計でございます、743億2,234万1,000円を見込むものでございます。それでは次に6ページをお開きいただきまして、厚生年金保険経理の支出でございます。こちらにつきましては、収入と同額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

次に4、退職等年金経理でございます。（1）標準報酬の月額及び標準期末手当等の月額と掛金・負担金の割合でございます。平成28年度の欄でございますが、掛金・負担金とも7.5パーセントとなりまして、合計で15パーセントでございます。こちらにつきましては、前年度と変更はないものでございます。次に（2）資金計画でございます。損益計算の所をご覧いただきまして、収入の合計でございますが、49億4,08万1,000円となりまして、支出でございます、同額を連合会に払い込むものでございます。

次に5、経過的長期経理でございます。この経理につきましては、負担金のみで賄われるものでございます。（1）標準報酬の月額及び標準期末手当等の月額と負担金との割合でございます。平成28年度でござい

ますが、0.187パーセントを見込むものでございます。次にご覧いただきますのは、(3)資金計画でございます。損益計算の欄でございます。収入合計いたしますと5億4,447万1,000円を見込みまして、支出でございますが、こちらの同額を連合会に払い込むものでございます。

それでは7ページをご覧いただきたいと思います。6、経過的長期預託金管理経理でございます。1、資金計画でございますが、損益計算の欄をご覧いただきまして、収入の合計でございます、3億3,793万3,000円を見込むものでございます。支出でございますが、これを同額、連合会に返還をするものでございます。次に資産の構成割合でございます。平成28年度の欄を見ていただきまして、割合については表のとおりでございますが、合計欄につきまして、138億7,193万円を見込むものでございます。

次に7、業務経理でございます。(1)の事務費の額、1人当たりの所でございますが、①短期、厚生年金保険及び経過的長期分につきましては、表の平成28年度をご覧いただきまして、事務費の欄でございます、1万1,093円となりまして、こちらは前年度と比べますと1,194円の増となるものでございます。次に②の退職等年金給付でございます。こちらにつきましては、平成28年度から計上されたものでございます。平成28年度につきましては、1人当たり565円を見込むものでございます。次に(2)資金計画でございます。損益計算の欄をご覧いただきまして、収入を合計いたしますと、8億4,858万5,000円を見込むものでございます。支出でございますが、合計いたしますと8億9,683万円を見込みまして、収支差し引きいたしますと、今年度損失金でございますが、4,824万5,000円を見込むものでございます。差引剰余金でございますが、11億8,418万4,000円となる見込みでございます。

次に8ページをご覧いただきたいと思います。保健経理でございます。(1)給料と掛金・負担金との割合でございます。こちらの(1)と(1)の2につきましては、先ほどと同じように標準報酬制移行の前のものでございますので、こちらにつきましては(1)の3、標準報酬の月額及び標準期末手当等の月額と掛金・負担金との割合の所でご説明させていただきます。この表で、平成28年度でございます、財源率、掛金・負担金合計をいたしますと4.4パーセントとなりまして、前年度と変更はないものでございます。次に(2)事業の種類でございます。変更点といたしましてご説明させていただきます。まず保健関係でございます。小計の上に歯科健康診査がございます。こちらは新規事業として行うものでございます。次に保養事業でございますが、こちらにつきましては利用助成金を500円引き上げるというものでございます。また、黒潮荘の婚礼事業が廃止されておりますので、これに基づくバス助成の規定を削除させていただくものでございます。

次に9ページの方に移っていただきまして、体育関係がございます。新しい事業といたしまして、スポーツ教室、テニス教室を実施するものでございます。それでは次に(3)資金計画でございます。損益計算の欄をご覧いただきまして、収入を合計いたしますと、14億9,548万9,000円を見込むものでございます。支出でございます。合計い

たしますと、14億8,760万7,000円を見込みまして、差し引きいたしますと当期利益金でございます、788万2,000円を見込むものでございます。差引次年度繰越剰余金でございますが、こちらにつきましては15億6,319万3,000円を見込むものでございます。

それでは次に保険経理第2でございますが、こちらにつきましては恐れ入ります、10ページの方にお進みいただきたいと思います。10ページをご覧いただきまして、(3)施設の利用状況及び利用料金の所でございます。利用状況でございますが、平成28年度につきましては、年間利用予定者数7,893人を見込むものでございます。また、利用率につきましては63パーセントを見込むものでございます。次に口、利用料金でございます。こちらにつきましては大人700円、子ども350円引き上げさせていただくものでございます。次に(4)資金計画でございます。損益計算の欄でございます。収入の合計をいたしますと、1億816万2,000円を見込みまして、支出の合計でございます、1億5,414万1,000円を見込むものでございます。差し引きいたしますと、今年度損失金につきましては4,597万9,000円の発生を見込むものでございます。差引次年度繰越剰余金でございますが、4億8,756万円を見込むものでございます。

次に10、保健経理第3でございます。こちらにつきましては、恐れ入ります、11ページをご覧いただきたいと思います。保健経理第3の(3)施設の利用状況及び利用料金でございます。イ、利用状況につきまして、年間利用者数でございますが、2万5,351人を見込むものでございます。口の利用料金でございますが、こちらにつきましては変更ないものでございます。次に(4)資金計画でございます。損益計算欄をご覧いただきまして、収入の合計4,737万円を見込みまして、支出でございます、4,114万円を見込むものでございます。差し引きいたしますと、今年度利益金でございますが、623万円を見込むものでございます。次年度繰越剰余金につきましては、3,130万4,000円となるものでございます。

次に11、宿泊経理でございます。こちらにつきましては(2)施設の現況の下の表をご覧いただきたいと思います。下の表に利用率がございます。表の中ほどでございます。こちらの方でございますが、オークラ千葉ホテルにつきましては、75.5パーセントを見込むものでございます。その下、黒潮荘につきましては、51パーセントを見込むものでございます。それでは次に12ページをお開きいただきたいと思います。12ページにつきましては、中ほどの(4)資金計画をご覧いただきたいと思います。まず、オークラ千葉ホテルと黒潮荘の合わせたものでございます。収入合計いたしますと、21億7,109万8,000円を見込むものでございます。支出でございます。合計いたしますと、22億7,700万8,000円を見込むものでございます。差引本年度損失金でございますが、1億591万を見込むものでございます。差引次年度繰越剰余金でございますが、28億3,530万8,000円を見込むものでございます。

次に12、貯金経理でございます。(1)貯金の種類、支払利率及び現況でございます。こちらにつきましては、13ページをご覧いただいた

いと思います。13ページの上段、貯金経理の平成28年度の見込みでございます。支払利率につきましては、2.1パーセントに据え置きさせていただくものでございます。次に(2)資金計画でございます。損益計算の欄でございますが、収入を合計いたしますと、79億2,586万7,000円を見込むものでございます。支出につきましては、合計で66億8,289万円を見込むものでございます。収支差し引きいたしますと、12億4,297万7,000円の当期利益金を見込むものでございます。差引次年度繰越剰余金でございますが、540億4,385万6,000円を見込むものでございます。それでは(4)の予定運用利回りについてでございます。こちらにつきましては、平成28年度2.114217パーセントを見込むものでございます。

次に、13の貸付経理でございます。(2)の貸付金の現況及び貸付の利率でございますが、こちらにつきましては平成28年度末推計をご覧いただきまして、合計で149億4,824万2,000円を見込むものでございます。なお、貸付利率等につきましては変更ないものでございます。それでは14ページをお開きいただきたいと思います。14ページにつきましては、一番下の段になります、(4)の資金計画をご覧いただきたいと思います。こちらの収入でございます。合計いたしまして、4億3,219万9,000円を見込むものでございます。次に、15ページにお進みいただきまして、支出でございます。合計4億963万3,000円を見込みまして、収支差し引きいたしますと、本年度利益金でございますが、2,256万6,000円を見込むものでございます。差引次年度繰越剰余金につきましては、24億9,408万3,000円を見込むものでございます。

次に14、物資経理でございます。(1)でございます。その中のイの運転資金の状況でございます。平成28年度推計の合計をご覧いただきまして、25億7,870万9,000円を見込むものでございます。次にロ、販売品目等でございます。こちらにつきましては、前年度と変更のないものでございます。販売品目、自動車、手数料につきましても2.42パーセントで変更がないものでございます。それでは次に(3)資金計画でございます。損益計算欄をご覧いただきまして、収入合計いたしますと、80億6,624万円を見込むものでございます。支出でございます。合計でございますが、8億6,983万7,000円を見込みまして、収支差し引きいたしますと、今年度損失金でございますが、369万7,000円を見込むものでございます。差引次年度繰越剰余金につきましては、1億8,850万9,000円となる見込みでございます。

それでは恐れ入ります、概況の16ページをご覧いただきたいと思います。15、財形経理でございます。(1)貸付金の種類につきましては、財形住宅貸付事業に係る資金の貸し付けとなるものでございます。(2)資金の調達でございますが、資金の調達先をご覧いただきまして、全国市町村職員共済組合連合会から調達するものでございます。次に(3)資金計画でございます。収入合計いたしますと、39万5,000円を見込みまして、支出につきましては合計39万4,000円を見込むものでございます。したがいまして、差引本年度利益金につきましては、1,000円を見込むものでございます。また、差引次年度繰越剰余金

でございますが、8,000円を見込むものでございます。以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長　　はい。ただいま、議案第8号「平成28年度事業計画及び予算」の説明がなされました。これより、質疑を受けたいと存じます。議案に対する、質疑はございませんか。

須藤理事　　はい。

議長　　はい。須藤理事。

須藤理事　　はい。議席番号8番の市原市の須藤です。通告に基づきまして発言をします。初めに短期経理であります。短期給付の財源率は昨年と同率で、組合員に新たな負担が生じないということは事務局の努力に感謝をするものですけれども、それでも約2億円の利益金が生じています。若干の引き下げができたのではないかというように思いますけれども、その辺の見解をお聞きしたいというのが一つ目です。

次に、それでは29年度の見通しはどうのように考えていますか。二つ目です。

三つ目に貯金経理でありますけれども、欠損金補てん積立金が剩余金を含めますと15パーセントを超えており、地方公務員等共済組合法施行規程の第88条に、貯金経理の特例というのがありますとして、規程をする事業の費用に充てられた金額を超えるとき、その超える金額の範囲内において当該事業年度における貯金者の貯金金利を引き上げができるというようにされています。貯金者に対する優遇措置を考えているかどうか、お聞きをしたい。

次に、貸付経理であります。地区別研修会の中でも尋ねましたけれども、貸付経理の金利が労金を含め市中銀行より非常に高い。千葉県だけではどうしようもできませんけれども、千葉県の市町村職員共済組合から関東圏内、全国に向けて、引き下げに向けて要望書を出していただきたいというように思いますけれども、見解をお聞きしたい。

次に、宿泊経理であります。黒潮荘の改修工事が平成29年度から予定されるというように聞いていますけれども、既に空調が効かない、トイレの水が流れない、こうしたことが組合員の中から聞かれています。工事の前倒し等を含めて検討することも考えていただけないかと思いますけれども、見解をお聞きしたい。

最後に、各施設に特別修繕引当金、オークラホテルで言えば約1億7,600万、黒潮荘で言えば730万、那須の森ヴィレッジで言えば1億4,700万が計上されています。これとは別に、別途積立金や欠損金補てん積立金があります。各施設共、修繕費は別に計上してあるし、大規模な改修工事になれば、場合によっては貯金経理から繰入れも考えられています。特別修繕積立金の用途は何か、教えていただきたい。以上です。

保健課長　　はい。

議長　　はい。保健課長。

保健課長　　はい。保健課長の多田でございます。よろしくお願ひいたします。私は、1点目の短期経理の財源率を若干引き下げるることはできなかつたのかということと、2点目の平成29年度以降の見通しということで、2点併せて回答させていただきます。短期の財源率につきましては、「当該年度に予想される支出を、当該年度の掛金・負担金収入により賄うこと」の考え方により設定するよう、総務省から指導を受けているものでございます。また、平成29年度においては、後期高齢者支援金の算定方法が全面総報酬割となることで増加が見込まれるものでございます。これに加え、前期高齢者納付金も増加いたしまして、支出全体では約10億の増加を見込むものでございます。このため、平成29年度には財源率の引き上げが想定されます。なお、高齢者医療制度への拠出金については、平成28年度は後期高齢者支援金の精算部分において約5億戻ってくるものでございますが、逆に持ち出しということも想定されますので、不測の事態に備える必要もあるかと思います。剰余金は、このような状況下において、将来に急激な財源率の引き上げにならないような使い方をしていきたいと考えております。つきましては、平成28年度は財源率を一旦据え置きさせていただき、平成29年度以降、急激な引き上げにならないよう、備えるものでございます。以上でございます。

総務課長　　はい。

議長　　はい。総務課長。

総務課長　　それでは、貯金経理の関係につきまして、貯金者に対する優遇措置がないかということでございます。こちらにつきましては、欠損金補てん積立金を除きました積立金でございますが、この状況からしますと、施行規程の第88条に規定します貯金利率の引き上げは可能ではございますが、しかしながら、低金利の状況が今後も引き続くことが予想されております。運用利回りの方も低下をしてきております。そういう中で、現行の支払利率につきましては、市中金利よりも決して低いものではございません。非常に高い状況でありますので、剰余金につきましてはこの現行の2.1パーセントを維持するために活用していきたいと考えております。したがいまして、利率の引き上げの方につきましては、すぐには考えていないところでございます。以上でございます。

福祉課長　　はい。

議長　　はい。福祉課長。

福祉課長　　貸付経理の貸付利率の変更の件でございます。関東各県の意見をまとめて要望書を提出ということでございますが、まず直近では、平成26年3月5日付文書。福祉事業に関する要請についてということで、総務省福利課長あてに全国市町村職員共済組合連合会事務局長から、貸付金

の財源の在り方を含め、貸付金利の引き下げについて、正式に要請をしております。なお、関東各県の共済組合の要望となりますと、連合会業務運営研究会の福祉事業部会におきまして、福祉事業の業務運営に関する事項として、関東各県の市町村共済に諮る機会があるものでございます。その中で意見統一が踏れば、関東各県の共済組合の統一意見として要望することは可能であるというように考えております。以上でございます。

施設管理課長 はい。

議 長 はい。施設管理課長。

施設管理課長 はい。それでは、私からは黒潮荘の不具合箇所につきましてご説明させていただきます。改修工事につきましては、平成29年度に向けて進めていくわけでございます。平成28年度におきましては、改修箇所、項目等をより具体的に検討していく必要があると共に、議員の皆さんにもご検討いただく年度と捉えております。なお、総務省との協議、承認も同時に進めていきながら、概ね平成28年11月位までを目途に改修計画を確定したいと考えている次第でございます。その後、入札、業者選定、資材準備等がございます。このような状況から、平成29年の9月から平成30年、年度をまたぎますが、4月位までの8ヶ月間の改修工事スケジュールを見込んでおりますが、これが最短であると想定しているものでございます。参考といたしまして、先行して問題が生じております空調、水回り等だけを修繕した場合には2ヶ月半程度かかるというようなことを確認しているものでございます。

特別修繕引当金につきましては、地方公務員等共済組合法施行規程第82条に規定されているものでございまして、施設について、翌事業年度以降に修繕をすることが予定される場合には、毎事業年度末日において所要の金額を特別修繕引当金として計上することができるとされているものでございます。あくまでも施設を修繕する目的で引き当て、積み立てていくものでございまして、それ以外の目的には使用できないものでございます。オークラ千葉ホテルで平成23年度から25年度の3年度におきまして実施いたしました前回の改修におきましては、全額自己資金により実施したものでございます。今後の改修につきましては、平成33年から35年度にかけての実施を想定しているものでございまして、平成27年度の決算から施設収入の2.5パーセントを特別修繕引当金として計上していく予定でございます。次回改修時には、平成33年度までの特別修繕引当金によりまして、改修を予定するものでございます。

また、黒潮荘につきましては、以前引当てを行いました引当金がそのまま残っている状況でございます。収支状況を鑑みますと、修繕のために引当金として引き当てる財政状況ではないという状況でございますので、現在検討中の改修工事につきましては、貯金経理からの繰入れによりまして実施する予定でございますが、現在残っております特別修繕引当金730万円につきましても活用していく予定でございます。オークラ、黒潮の特別修繕引当金については以上でございます。

福祉課長 はい。

議 長 はい。福祉課長。

福祉課長 はい。那須の森ヴィレッジにつきましては、現在、特別修繕引当金といたしまして、約1億4700万円あるわけでございます。この特別修繕引当金につきましては、平成25年9月に策定いたしました、那須の森ヴィレッジ維持保全計画書に基づきまして、かなり長期の計画なのですが、平成50年度に実施する予定の大規模改修で、これはコテージの建て替え、それから電気設備、衛生設備、空調設備等々含めまして、約6億1,200万円掛かる見込みと試算をしております。それに向けまして、引き続き特別修繕引当金の1億4700万円を維持していくものでございます。以上でございます。

須藤理事 ありがとうございます。

議 長 はい。よろしいですか。

須藤議員 はい。

議 長 はい。他にございませんか。他にないようでございますので、以上で質疑の終結をいたします。これより採決をいたします。議案第8号「平成28年度事業計画及び予算について」、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手をもとめます。

[ 全員挙手 ]

議 長 はい。挙手全員であります。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第15号までは、予算に関連した諸規則等の一部変更及び一部改正等でございますので、一括議題といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

議 長 ご異議ないと認め、議案第9号から議案第15号までを一括議題といたします。順次、事務局から説明を求めます。多田保健課長。

保健課長 はい。

議 長 はい。保健課長。

保健課長 それでは、議案第9号をご覧ください。議案第9号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更等について」、上程させていただきます。1ページの定款の一部を変更する等の要綱書をもってご説明させていただき

ます。第1、変更の目的でございます。第1条関係といたしまして、1、介護納付金が増加することにより財源が不足するため、介護財源率を引き上げるものでございます。2、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る共同事業における拠出金率が引き上げられたことに伴い、長期組合員及び市町村長長期組合員に係る短期分財源率を引き上げるものでございます。3、短期経理から業務経理への資金の繰入れについて、所要の変更を行うものでございます。第2条関係につきましては、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の掛金の算定方法に関し、必要な経過措置を定めることから、千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年公告第3号）の一部について所要の変更を行うものでございます。第2、変更する事項でございます。第1条関係といたしまして、1、介護財源率に関する事項として、介護財源率を千分の0.44引き上げ、千分の11.32とするものでございます。こちらは第42条第1項、第42条の3関係でございます。2、長期組合員及び市町村長長期組合員に係る短期分財源率に関する事項でございます。育児介護休業手当金拠出金に係る短期分財源率を千分の0.34引き上げ、千分の4.18とするものでございます。こちらは第42条第1項関係でございます。3、資金の繰入れに関する事項でございます。「平成27年度」を「平成28年度」に、「1,910円」を「1,930円」とするものでございます。こちらは第44条関係でございます。第2条関係といたしまして、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員に係る平成28年4月分以後の任意継続掛金の算定の標準となる額と任意継続掛金との割合を規定するものでございます。こちらは千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年公告第3号）第2条附則第6項関係でございます。第3、指定期日でございます。次のページをご覧ください。1、この変更は平成28年4月1日から施行するものでございます。2、第1条の規定による変更後の第42条第1項、第42条第3項の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

それでは引き続きまして、議案第10号「千葉県市町村職員共済組合特定健康診査補助規則の一部改正について」は、福祉課長の布施よりご説明を申し上げます。

福祉課長 それでは、議案第10号「千葉県市町村職員共済組合特定健康診査補助規則の一部改正について」を上程させていただきます。恐れ入ります、1ページをご覧いただきたいと思います。特定健康診査補助規則の一部を改正する要綱書に基づきましてご説明させていただきます。第1、改正の目的でございます。特定健康診査補助事業として実施している生活習慣病予防のための検査項目を特定健康診査に準じた検査項目に整理するため、所要の改正を行うものでございます。第2、改正する事項でございます。検査項目にHDLコレステロール及びLDLコレステロールを追加し、併せて現行の血糖検査を空腹時血糖又はHbA1cに改めるものとするものでございます。第6条関係でございます。こちらの目的でございますが、HbA1cに着目し、糖尿病の重症化予防に資するものであります。続きまして、第3の施行期日でございます。この規則は、

平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案の第11号についてご説明させていただきます。「千葉県市町村職員共済組合歯科健康診査利用規則の制定について」を上程させていただきます。1ページ目をご覧いただきたいと思います。千葉県市町村職員共済組合歯科健康診査利用規則を制定する要綱書に基づきまして説明させていただきます。第1、制定の目的でございます。組合員の歯科疾患に対し、早期発見と早期治療に資するため、歯科健康診査を実施し、組合員の健康の維持増進を通じて福祉の向上を図ることを目的としたものでございます。第2、制定する事項でございます。こちらの方、1から11の理事長の委託までございますが、実施方法につきまして簡単にご説明をさせていただきます。歯科健康診査につきましては、25歳以上10歳刻みの年齢に達する組合員を対象に受診票等を配布いたしまして、千葉県歯科医師会に属する指定医療機関に直接予約をして受診していただく方法により実施するものでございます。続きまして第3、施行期日でございます。この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案の第12号をご覧いただきたいと思います。「千葉県市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正について」上程させていただきます。1ページをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましても要綱書を用いまして説明をさせていただきます。まず第1、改正の目的でございます。保養所。ここでいう保養所は黒潮荘を指します。における婚礼事業が廃止されていることに伴い、貸切バス等を使用したときの助成金交付に係る条文を削ると共に、所要の改正を行うものとするものでございます。第2、改正する事項。1といたしまして、保養所を婚礼のため利用した場合において、貸切バス等を使用したときの助成金交付に係る条文を削ると共に、関連する条文の整備を行うものでございます。2としまして、保養所、保健センター、貸切バス等利用助成金交付申請書の様式を改めるものでございます。第3、施行期日でございます。この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案の第13号をご覧いただきたいと思います。「千葉県市町村職員共済組合那須高原らば保健センター設置規則の一部改正について」を上程させていただきます。まず1ページ目をご覧いただきたいと思います。要綱書に基づきまして説明をさせていただきます。第1、改正の目的でございます。顧客満足度の向上及び施設の健全な運営のために、収支の改善を図る観点から、宿泊料金を改定するものでございます。第2、改正の内容でございます。宿泊料金を一律700円引き上げるものでございます。第15条別表第1関係でございます。第3、施行期日でございます。この規則は平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案の第14号につきましては工藤施設管理課長よりご説明申し上げます。

施設管理課長

それでは私から議案第14号、「千葉県市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について」を上程させていただきます。議案第14号をご覧ください。保養所と申しますと、黒潮荘ということになります。1ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらに保養所設置規則の内

容を掲げました要綱書がございます。こちらを用いまして説明させていただきます。第1に改正の目的でございます。クレジットカード導入に伴う手数料負担及び安全・快適性を提供するための人材確保に対応、また、サービスの充実を図るため、料金を改訂することを目的とするものでございます。第2に、改正する事項でございます。宿泊料金を一律500円引き上げるものでございます。第3に施行期日です。この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第15号、「千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正について」を上程させていただきます。議案第15号をご覧ください。会館と申しますと、オークラ千葉ホテルということになります。1ページ目をご覧ください。こちらに共済会館設置規則の内容を掲げました要綱書がございます。こちらをもちまして説明させていただきます。第1に改正の目的でございます。消耗品等の仕入価格の上昇、類似施設の賃金上昇に伴い、人材確保の困難など、原価上昇に対応すると共に、サービスのさらなる充実を図るため、料金を改訂することを目的とするものでございます。第2に、改正する事項でございます。1項といたしまして、組合員の宿泊料金を500円、一般の宿泊料金を1,000円引き上げるものでございます。2項といたしまして、一般の宿泊料金について、市場の需要に応じ、その都度、料金を設定できる変動料金、BARレートを導入するものでございます。第3に施行期日です。この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長　　ただ今、議案第9号から議案第15号までの説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長　　質疑ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第9号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更等について」、議案第10号「千葉県市町村職員共済組合特定健康診査補助規則の一部改正について」、議案第11号「千葉県市町村職員共済組合歯科健康診査利用規則の制定について」、議案第12号「千葉県市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正について」、議案第13号「千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について」、議案第14号「千葉県市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について」、議案第15号「千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長　　挙手全員であります。よって、議案第9号から議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上、附議いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして可決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、第180回組合会を閉会とさせていただきます。  
ご協力誠にありがとうございました。

閉会 (時刻14時33分)

平成28年3月15日調製

議長 岩田利雄

署名議員 松崎秀樹

署名議員 坂居由一